

省 令

厚生労働省令第二十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第
六項第九号及び第十二条第一項第二号の規定に基
づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医
療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を
次のように定める。
平成二十五年三月七日

厚生労働大臣 田村 憲久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医
療に関する法律施行規則の一部を改正する
省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九
号)の一部を次のように改正する。
第一条第十一号中「細菌性髄膜炎」の下に「第
十三号から第十五号までに該当するものを除く。
以下同じ。」を加え、同条第十三号中「水痘」を
「侵襲性インフルエンザ菌感染症」に改め、同条
第十四号中「髄膜炎菌性髄膜炎」を「侵襲性髄膜
炎菌感染症」に改め、同条第三十四号を同条第三
十六号とし、同条第十五号から第三十三号までを
二号ずつ繰り下げ、同条第十四号の次に次の二号
を加える。

- 十五 侵襲性肺炎球菌感染症
- 十六 水痘
- 第四号第三項第九号中「髄膜炎菌性髄膜炎」を
「侵襲性インフルエンザ菌感染症」に改め、同項
第十六号を第十八号とし、第十号から第十五号
までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号
を加える。

- 十 侵襲性髄膜炎菌感染症
 - 十一 侵襲性肺炎球菌感染症
- 附 則
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から
施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」と
いう。)前に髄膜炎菌性髄膜炎と診断された患者
に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する
医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。
以下「法」という。)第十二条第一項第二号の届
出については、なお従前の例による。

規 則

2 施行日前に細菌性髄膜炎と診断された患者に
係る法第十四条第二項の届出については、なお
従前の例による。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に
基づき、人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)
の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。
平成二十五年三月七日

人事院総裁 原 恒雄

人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の
一部を改正する人事院規則

人事院規則九一五五(特勤勤務手当等)の一部
を次のように改正する。
別表の一の表沖繩県の項中「石垣市宇真栄里東
原五九六 大阪航空局石垣空港出張所」を「石垣
市盛山二二二の七二 大阪航空局石垣空港出張
所」に、「石垣市宇真栄里東原五九六の二」を「石
垣市盛山二二二の七二」に、「石垣市宇真栄里東原
六六八」を「石垣市盛山二二二の二八二」に改め
る。

別表の一の表備考第一項中「同年十一月一日」
の下に、「大阪航空局石垣空港出張所、那覇航空
測候所石垣空港出張所及び石垣航空基地に係るも
の」については平成二十五年三月七日」を加える。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

内閣府訓令第十三号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一
部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十五年三月七日

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令
の一部を改正する訓令
内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令(平
成十三年内閣府訓令第十九号)の一部を次のよう
に改正する。

告 示

別表「経済財政分析担当」の項中8を削り、9
を8とし、10を9とし、9の次に次のように加え
る。
10 地域経済活性化・雇用創出臨時交付金を充て
て行う事業に関する関係行政機関の経費の配分
計画に関すること。
附 則
この訓令は、平成二十五年二月二十六日から施
行する。

総務省省告示第三号

経済産業省
電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二
年法律第百二号)第九条第一項の規定に基づき、
次の特定認証業務に関し、平成二十五年二月二十
五日付で業務の実施の方法の変更を認定したの
で、同条第三項において準用する同法第四条第三
項の規定に基づき公示する。
平成二十五年三月七日

- 1 認定認証業務の名称 電子入札システム
用電子認証サービス
- 2 認定認証業務を行う者の名称 ジャパンネッ
ト株式会社
- 3 認定認証業務を行う者の住所 東京都千代田
区麹町一丁目4番4号
- 4 発行者署名認証符号に係る電子証明書の値を
ハッシュ関数SHA-1で変換した値(16進数)
D637 FE3E 7994 7A79 B78D 770C B8A1
B131 7FB7 6B9A

総務省省告示第四号

経済産業省
電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二
年法律第百二号)第九条第一項の規定に基づき、
次の特定認証業務に関し、平成二十五年二月二十
五日付で業務の用に供する設備の変更を認定し
たので、同条第三項において準用する同法第四条
第三項の規定に基づき公示する。
平成二十五年三月七日

- 総務大臣 新藤 義孝
- 法務大臣 谷垣 禎一
- 経済産業大臣 茂木 敏充

- 1 認定認証業務の名称 NTTドコモ電子証明
サービス
- 2 認定認証業務を行う者の名称 株式会社エ
ヌ・アイ・ティ・ドコモ
- 3 認定認証業務を行う者の住所 東京都千代田
区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー
4 発行者署名認証符号に係る電子証明書の値を
ハッシュ関数SHA-1で変換した値(16進数)
F978 B83E 21CC D150 614A ED8D 31E4
ABDC 95A5 A846

法務省省告示第九十七号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、こ
れを許可す。
平成二十五年三月七日

- 住所 広島県福山市高西町3丁目4番15号
張春珠 昭和52年4月20日生
- 住所 福岡市中央区谷2丁目20番8-102号
韓世香 平成7年1月26日生
- 住所 岡山市北区内山下1丁目8番21-803号
孫観会 昭和51年5月6日生
- 住所 東京都荒川区荒川7丁目59番4号
藤崎 昭和55年1月14日生
- 住所 東京都中央区日本橋坂町2丁目22番3号
ジャック・イー・ジェン・フンツ 昭和56年5月
22日生
- 住所 東京都世田谷区深丘1丁目6番8号
ウイッナル・ジェレミー・アルフレッド 昭和
25年8月13日生
- 住所 東京都狛江市東野川1丁目30番22号
吳正軍 昭和57年8月29日生
- 住所 千葉県船橋市寛見3丁目1番8-104号
劉志臣 昭和58年1月26日生
- 住所 浜松市中区和合北2丁目12番11号
ホー・ティ・クエ 昭和52年2月6日生
- 住所 東京都北区豊島1丁目31番6号
翁鶴岡 昭和56年11月4日生
- 住所 大阪府東大阪市牛野1丁目7番17号
朱高嘉 昭和56年12月10日生
- 住所 大阪府摂津市鶴岡西1丁目2番17号
高有英 昭和43年11月12日生
- 住所 大阪府泉大津市戒町6番16号
夫英樹 平成3年5月27日生
- 住所 大阪府東成区奥小橋3丁目13番14号
趙小燕 昭和56年2月7日生